

松茂町生活排水対策推進計画

令和 3 年 3 月

松 茂 町

松茂町生活排水対策推進計画の策定にあたって

松茂町（以下、「本町」といいます。）は、徳島県の北東部に位置し、町の大部分は今切川、西及び北側を旧吉野川、東側は紀伊水道に囲まれた堆積平野で形成され、町内には水路が縦横無尽にめぐらされた水豊かな町です。また、海岸線には「松茂」の由来であるクロマツの群生が見られ、緑豊かな景観を保っています。こうした水と緑豊かな自然の中で、わが町のマスコットキャラクターである松茂係長のモチーフとなった、サツマイモ、ダイコン、レンコン、ナシ、ねぎ等の栽培や、沿岸では海苔、ちりめんじゃこなどの漁業も盛んにおこなわれています。

本町は徳島市、鳴門市、北島町の2市1町に隣接し、面積は14.24km²です。

交通の要として、徳島阿波おどり空港や高速バスターミナル、更に、高速道路に繋がる松茂スマートインターチェンジが開設され、徳島県の玄関口として人々の往来が盛んにおこなわれています。

本町の人口は令和2年4月現在、約15,000人であり、過去10年では緩やかな減少傾向を示しています。これは東京などの一部大都市への人の流出や、少子高齢化が進んでいる背景があります。

本町では、平成28年度より「第五次松茂町総合計画」を策定し、その基本理念として「空と海が輝く緑の臨空都市 まつしげ」を掲げ、将来像として「安全で安心 豊かな心を育む松茂町」と定め、住民の自然環境の保全、福祉、生活環境重視のニーズを満たしてまいります。

本町では平成7年3月に、「生活排水対策推進計画」を策定し、公共下水道整備や合併処理浄化槽の接続および生活排水対策の啓発活動などの生活排水対策を進めてまいりました。

町民の皆様のご協力により、生活排水による汚濁負荷量は年々減少傾向にあります。しかしながら、依然として炊事・洗濯・風呂などの家庭からの生活排水は河川の汚れの大きな原因のひとつとなっています。

このたび、これまでの取り組みを踏まえ、生活排水対策推進計画の見直しを行い、河川水質の浄化の観点から、指定流域の生活排水処理や事業者への排水規制・河川改修などを推進する事を目的として、「生活排水対策推進計画」を策定しました。

今回の計画では、本町全域を対象に、生活排水対策における町民・事業者・行政の役割を明確にするとともに、それぞれが連携し、総合的な生活排水対策を進めてまいります。

本町の恵まれた水環境を未来の世代に引き継いでいくため、取り組みを充実させてまいります。町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

※ 本計画策定に際しては、「生活排水処理基本計画策定指針」（衛環第200号 平成2年10月9日）の内容の基本的事項が網羅されているほか、本町における上位計画やその他の関連計画と整合させています。

目 次

松茂町生活排水対策推進計画の策定にあたって

第1章 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

1. 生活排水対策推進計画策定地域の概要…………… 1
2. 生活排水処理施設の使用状況……………10
3. 水質の現状および動向……………16
4. 生活排水対策推進計画の目標……………26

第2章 生活排水処理施設の整備に関する事項

1. 生活排水処理施設の整備に関する基本方針……………29
2. 各処理施設の処理区域および整備計画……………33
3. その他の生活排水処理施設の整備に関すること……………34
4. 生活排水処理施設整備区域図……………35
5. 施設整備による水質改善効果……………37

第3章 生活排水対策にかかる啓発に関する事項

1. 生活排水対策にかかる啓発に関する基本的方針……………38
2. 啓発活動にかかる事業の実施計画……………40
3. 啓発事業の実施体制……………43

第4章 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

1. 関係市町村の連携に関すること……………44
2. 関係する他の計画との調整に関すること……………45

第1章 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針

1. 生活排水対策推進計画策定地域の概要

(1) 自然的条件

① 地形

松茂町は、徳島県の北東部にあり、徳島市、鳴門市、北島町の二市一町に囲まれ町の東側は海に面しています。町域は東西 5.5km、南北 6.5km で、総面積は 14.24 平方キロメートル、町内を旧吉野川と今切川が流れ、肥沃な三角州が町の大部分を占めています。

その昔松茂町は、吉野川河口の三角州として形成された低地で、干拓によって新田開発がなされ土地が造成されました。その際、堤を築き多くの松が植栽されました。その姿から「松茂村」と命名され、その後「松茂町」に発展しました。

産業として水産業や農業が昔から盛んに行われているほか、工業団地に多くの企業が立地され活発です。また、町内には徳島県の空の玄関の徳島阿波おどり空港や、陸の玄関の高速バスターミナルを擁し、徳島県の交通の要所として、人の往来も盛んです。



図 1-1 本町の位置

② 河川

本町の北側を旧吉野川、南側を今切川、北部に大谷川が流れています。
それぞれの河川のあらましなどを次に示しました。

a. 旧吉野川

旧吉野川は、板野郡上板町佐藤塚で吉野川から分かれ、西から東に流れています。その後、板野郡北島町で今切川を分け、鳴門市里浦町で紀伊水道に注ぐ一級河川です。幹川流路延長は 24.8km です。

旧吉野川の水は工業用水に用いられるだけでなく、河口付近（松茂町中喜来地先）には旧吉野川河口堰を設け、河口堰で貯めた水は水道用水や農業用水としても使っています。

b. 今切川

今切川は、板野郡北島町にて旧吉野川から分かれ、本町長原で紀伊水道に注ぐ一級河川です。幹川流路延長は 11.65km です。

今切川も旧吉野川と同様、河口付近（板野郡北島町鯛浜と徳島市川内町榎瀬の間）に今切川河口堰を設け、河口堰で貯めた水を水道用水、工業用水および農業用水として使っています。

c. 大谷川

大谷川は、鳴門市中部を南流したのち東流し、本町中喜来より旧吉野川に接続する一級河川です。幹川流路延長は 11.8km です。

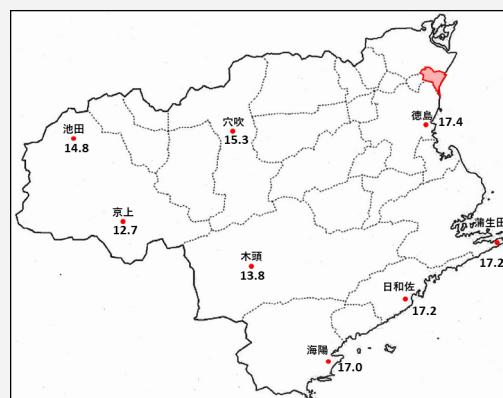


③ 気象条件

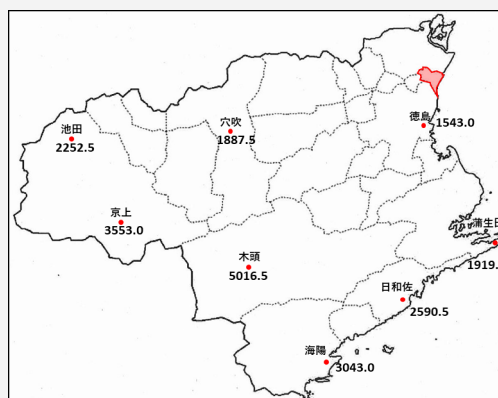
a. 気温・降水量

徳島県は、大きく2つの気候区に大別されます。本町がある徳島県北部は瀬戸内気候に属し、全国的に見て少雨地域です。一方、徳島県南部は太平洋気候に属し、日本でも有数の多雨地域に入ります。

令和1年に徳島地方気象台で観測された年平均気温は17.4℃、年降水量は1,543.0mmでした。



年平均気温 (°C)

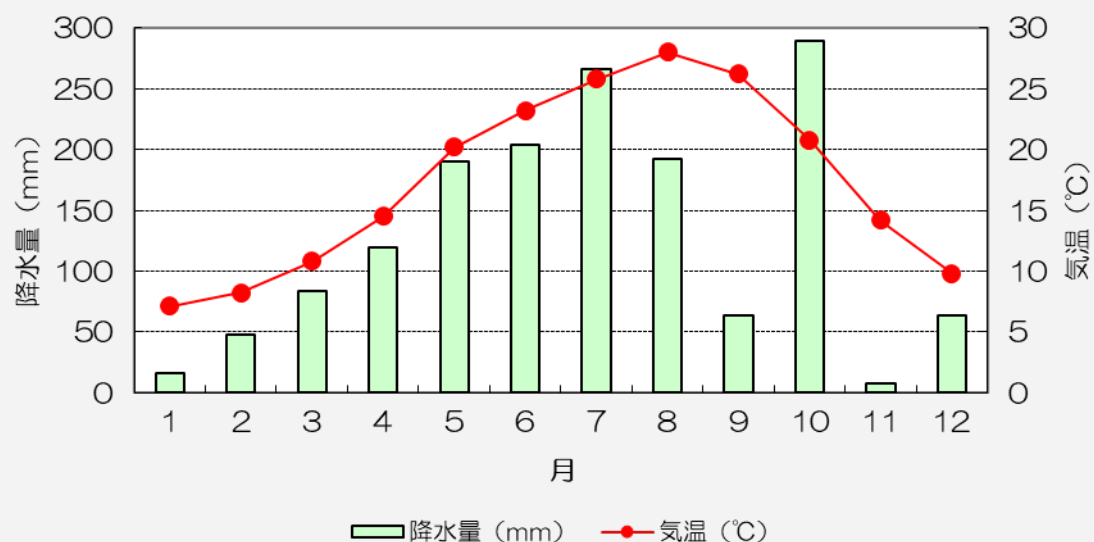


年降水量 (mm)

■ : 本町

資料 徳島県の気象年報 令和1年 (徳島県地方気象台)

図1-3 徳島県の気象分布図



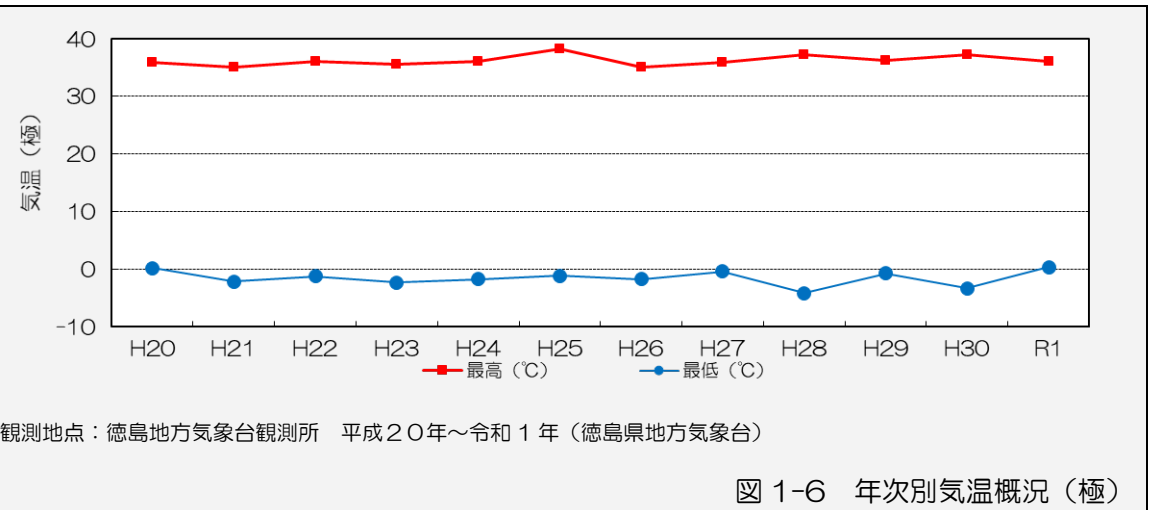
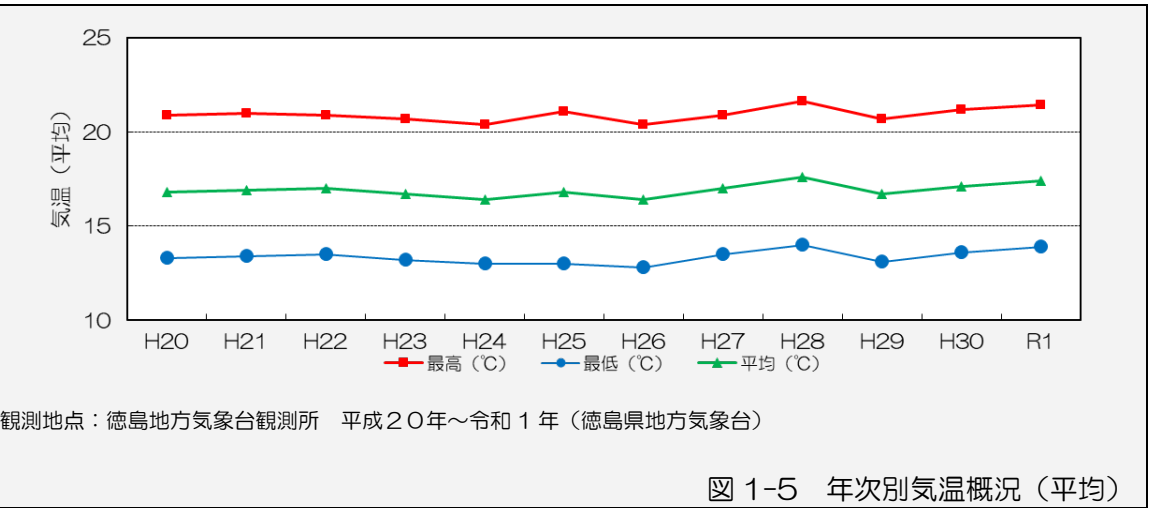
資料 徳島地方気象台の気象年報 令和1年 (徳島県地方気象台)

図1-4 年平均気温と降水量 (徳島地方気象台)

表 1-1 年次別気温概況

年次	気温℃（平均）			気温℃（極）	
	最高	最低	平均	最高	最低
平成 20 年	20.9	13.3	16.8	35.9	0.2
平成 21 年	21.0	13.4	16.9	35.1	-2.1
平成 22 年	20.9	13.5	17.0	36.0	-1.2
平成 23 年	20.7	13.2	16.7	35.5	-2.3
平成 24 年	20.4	13.0	16.4	36.1	-1.7
平成 25 年	21.1	13.0	16.8	38.2	-1.1
平成 26 年	20.4	12.8	16.4	35.1	-1.7
平成 27 年	20.9	13.5	17.0	35.9	-0.4
平成 28 年	21.6	14.0	17.6	37.2	-4.1
平成 29 年	20.7	13.1	16.7	36.2	-0.7
平成 30 年	21.2	13.6	17.1	37.3	-3.3
令和 1 年	21.4	13.9	17.4	36.1	0.4

観測地点：徳島地方気象台観測所 平成20年～令和1年（徳島県地方気象台）



(2) 社会的条件

① 人口・世帯数

本町の人口はほぼ横ばい、世帯数は増加傾向で推移しています。

令和1年度末現在の人口は、14,957人（男 7,459人、女 7,498人）、世帯数は6,700世帯です。

大字別の人口では、笹木野（3,929人・1,848世帯）が最も多く、次に広島（3,622人・1,637世帯）、中喜来（2,186人・857世帯）の順となっています。

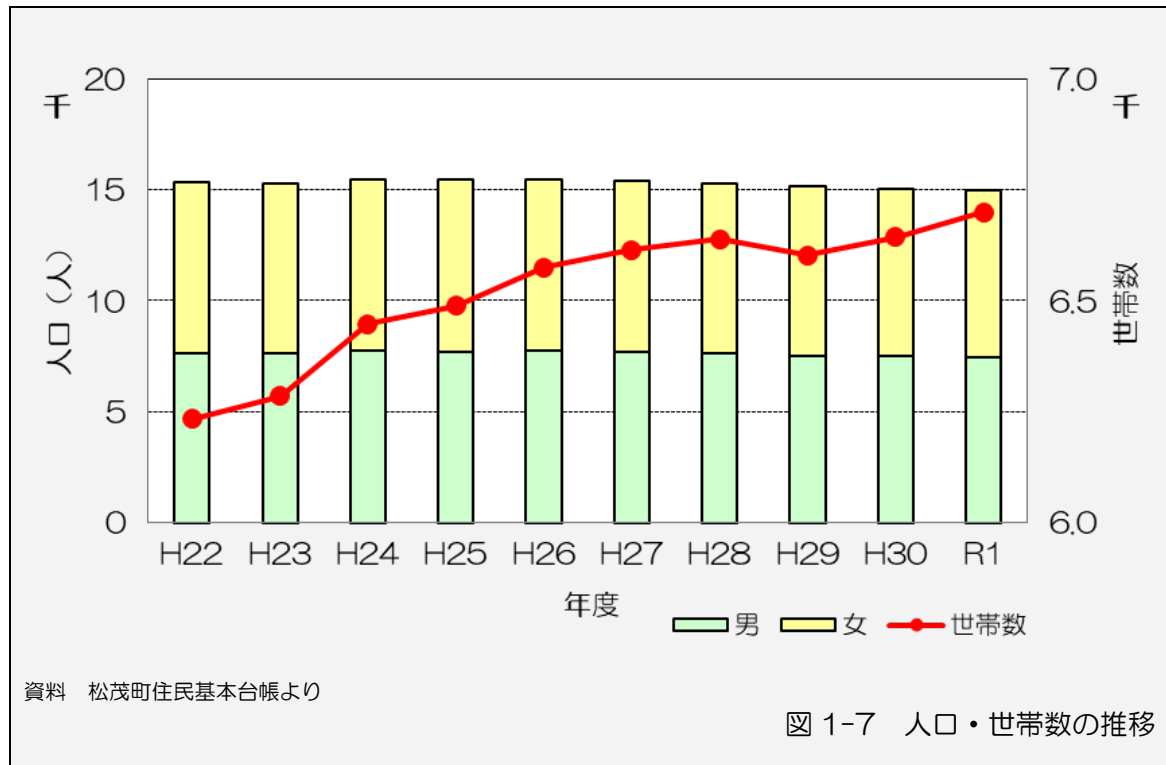


表 1-2 大字別の人口・世帯数（令和1年度末）

大 字 別	世帯数	男	女	計
長岸	104	121	146	267
中喜来	857	1,038	1,148	2,186
向喜来	569	673	689	1,362
広島	1,637	1,778	1,844	3,622
笹木野	1,848	2,025	1,904	3,929
豊中	3	6	6	12
住吉	564	653	565	1,218
福有	176	184	184	368
満穂	480	452	469	921
豊岡	113	150	144	294
長原	349	379	399	778
豊久	0	0	0	0
合計	6,700	7,459	7,498	14,957

資料 松茂町住民基本台帳より

② 産業・経済

a. 農業・水産業

農業の一層の振興を図るため、担い手の育成・確保や市場開拓による特産品のブランド強化、環境保全型農業等の推進に努めます。また、地産地消の推進、未来を担う新特産品の研究などにより足腰の強い農業振興体制の確立に努めます。

水産業については、漁業組織の強化、営漁指導の充実等により担い手、後継者の育成・確保に努めます。

表 1-3 本町の農業・水産業実態状況

・農業

経営体数		販売農家の就業人口 (人)	農業産出額（推計） (万円)
会社	個人	495	276,000
3	196		

・水産業

経営体数		水産業就業者数 (人)	海面漁業漁獲量 (t)	海面養殖業収穫量 (t)
会社	個人	76	290	951
1	44			

資料 平成 28 年～29 年徳島農林水産統計年報より（平成 30 年）

b. 商業

小規模経営が多い商業については、国道や県道空港線沿道における商業集積の推進や地域住民のまちおこし活動等と連携した特産品づくり、各種イベントを推進し、まちの核となる商業機能の形成に努めます。

表 1-4 本町の商業実態状況

業 種	商店数	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)
卸売業	27	377	2,830,700
小売業	99	967	2,274,400
合 計	126	1,344	5,105,400

資料 経済センサス活動調査より（平成 28 年）

c. 工業

工業については、立地企業との連携強化を図るとともに、経済動向を見極めつつ、既存の工業団地には環境に配慮した事業拡大による工業振興に努めます。さらに、本社機能移転や事業所進出を検討する企業への支援に努めます。

表 1-5 本町の工業実態状況

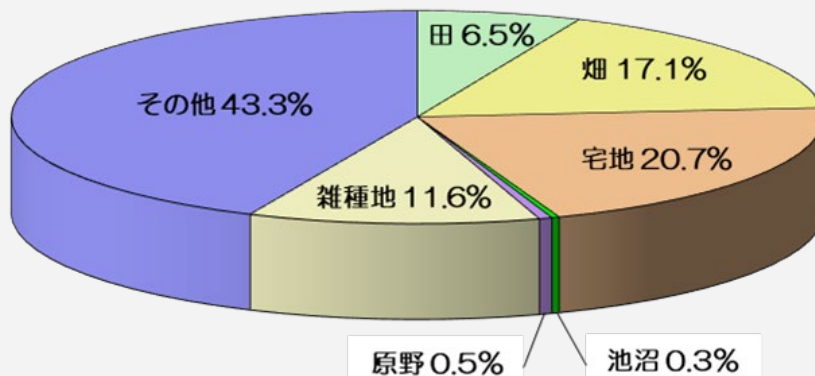
事業所数	従業員数 (人)	製造品出荷額 (万円)
27 事業所	2,335	10,137,800

資料 工業統計調査・経済センサス活動調査より（平成 30 年度）

③ 土地利用

本町の地目別面積をみると、町域の約21%を宅地が占めています。また、田や畑の農地はあわせて約24%、雑種地は約12%となっています。

なお、過去5年間の地目別面積をみると、田や畑の農地が合わせて約7ha減少（約344haから約337ha）しているのに対し、宅地は約7ha増加（288haから295ha）しています。

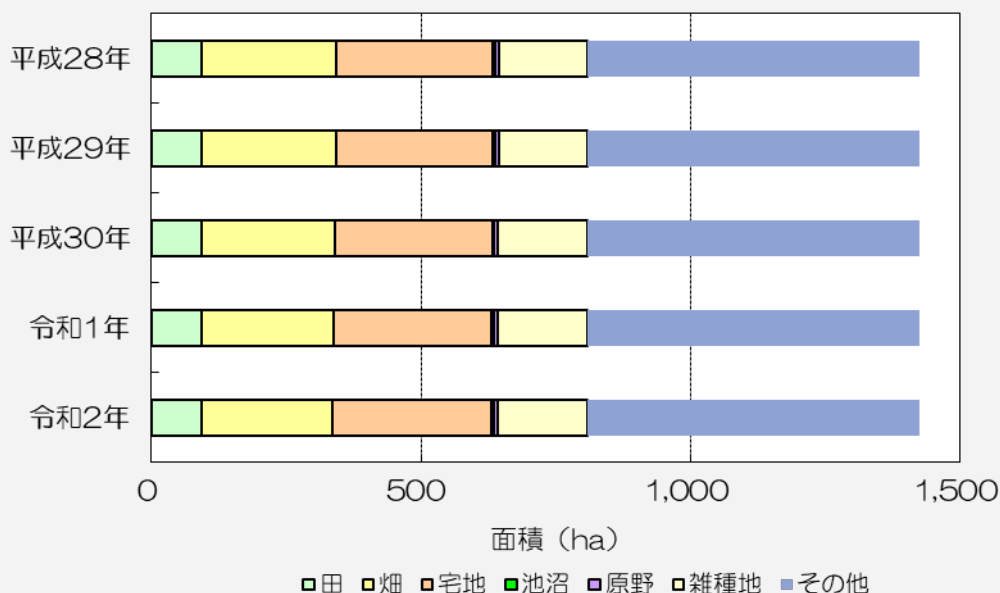


※ 令和2年1月1日現在のものを示します。

※ 「その他」は町有地などとし、「田・畑・宅地・池沼・原野・雑種地」までの合計を全体から差し引いた値としています。

資料 松茂町税務課・土地の概要調書より 令和2年

図1-8 地目別の割合



※ 「その他」は町有地などとし、「田・畑・宅地・池沼・原野・雑種地」までの合計を全体から差し引いた値としています。

資料 松茂町税務課・土地の概要調書より

図1-9 地目別面積の推移

④ 水利用の動向（上水道）

本町における飲料水は、旧吉野川を水源とする上水道によって賄われています。
本町における上水道普及状況を次に示しました。

表 1-6 上水道普及状況

年 度	給 水 区 域		普 及 率 (%)
	世帯数（戸）	人口（人）	
平成 27 年度	5,903	15,149	100
平成 28 年度	5,921	15,034	100
平成 29 年度	5,885	15,127	100
平成 30 年度	5,925	15,059	100
令和 1 年度	5,982	14,957	100

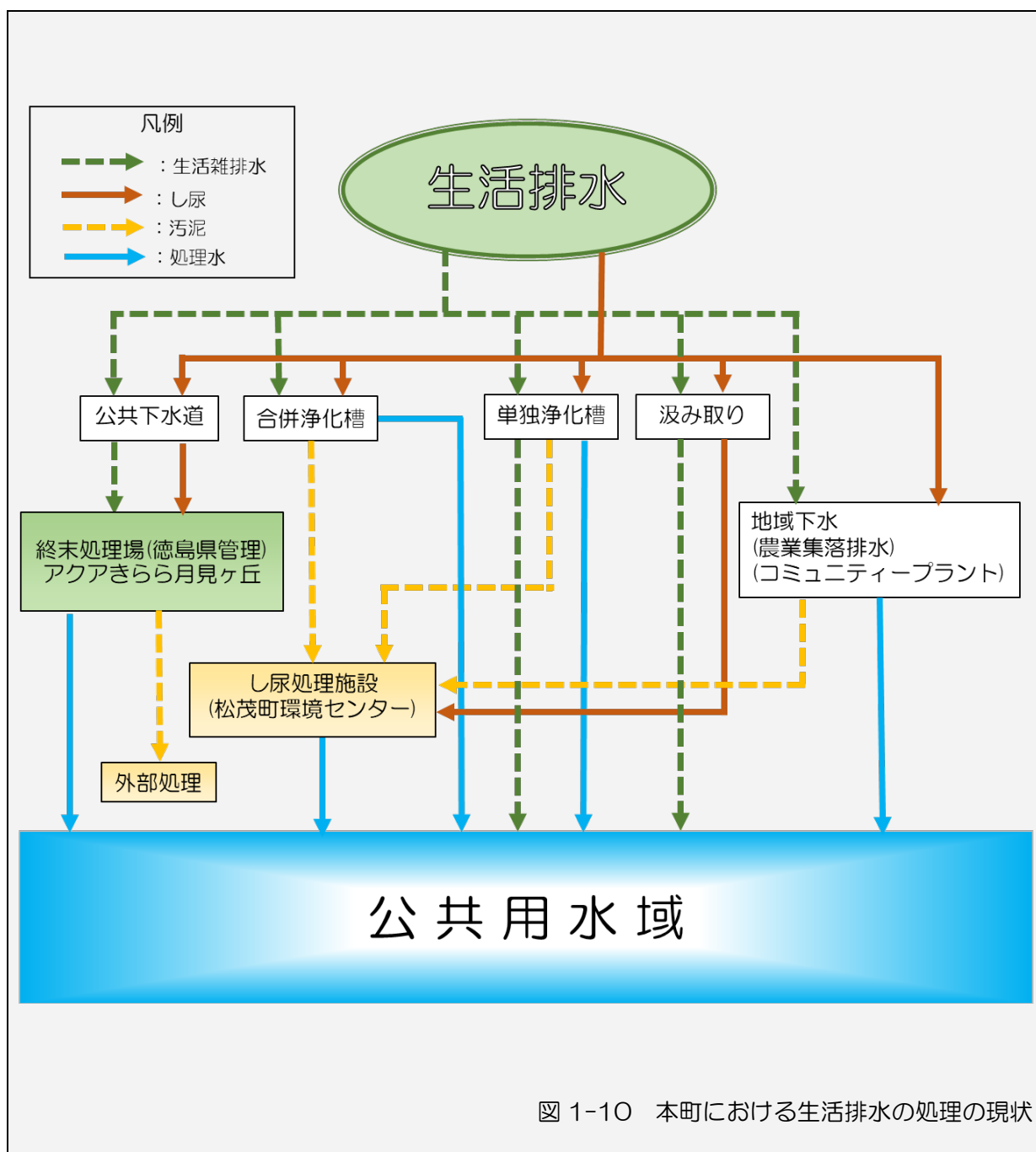
資料 松茂町上下水道課・決算書より

2. 生活排水処理施設の使用状況

(1) 生活排水処理施設の使用状況の推移

本町では生活排水の処理を、公共下水道・地域下水（農業集落排水・コミュニティプラント）・合併浄化槽・単独浄化槽・汲み取り便所で行っています。また、合併浄化槽および単独浄化槽の汚泥と汲み取り便所から収集されるし尿は、し尿処理施設（松茂町環境センター）で処理しています。

本町における生活排水の処理の現状を次に示しました。



① 公共下水道（流域関連下水道）

本町では、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る目的で、徳島県および2市4町（徳島市・鳴門市・松茂町・北島町・藍住町・板野町）からなる旧吉野川流域下水道事業の関連公共下水道事業として、平成12年度に事業認可を取得しました。徳島県が幹線管渠と集めた汚水を処理する終末処理場「アクアきらら月見ヶ丘」を建設し、本町では、町内の各家庭等と幹線管渠をつなぐ枝線管渠の整備を行っています。本町の全体計画区域は、約425.2haで、そのうち第一期事業計画区域98.0ha、第二期事業計画区域107.5ha、第三期事業計画区域85.4haとして、事業認可区域の合計は290.9haとなっています。

令和1年度における本町の処理人口（普及率）は4,633人（31.0%）です。「アクアきらら月見ヶ丘」の名前の由来は、水（アクア）が浄化されて、きらきら輝くイメージと地元の地名「月見ヶ丘」をあわせ、浄化されてきらきらと輝く水（海面）に月が映し出されている情景を表現しています。

② 地域下水（農業集落排水処理場）

農業集落排水処理場とは、本町が地域毎に設置する生活排水処理施設の一種で、散在性集落や既成市街地から離れて建設される団地などに適しています。本町の農業集落排水処理施設は、「長岸地区」「中喜来地区」「北川向地区」に3箇所設置しています。

令和1年度の処理人口（普及率）は3地区の合計で1,654人（11.1%）です。

農業集落排水処理場は、皆さまの各家庭から排出されるし尿、生活雑排水等の汚水を併せて処理することにより、地域の生活環境の改善と周辺水路の水質保全を図ることを目的としているため、一戸でも多くの皆さまのつなぎ込みが必要不可欠なものです。本事業の趣旨を、再度お考えいただき、良好な水環境を未来に引き継ぐためにも、一日も早いつなぎ込みをよろしくお願いします。

③ 地域下水（コミュニティプラント）

コミュニティプラントは廃棄物処理法の「一般廃棄物処理計画」に従い、本町が設置する小規模な下水処理施設のことです。公共下水道や農業集落排水処理場と同様に、埋設された排水管によって集められた生活雑排水とし尿を合わせて処理する施設ですが、法律上の位置づけはし尿処理施設となります。公共下水道は国土交通省が、農業集落排水施設は農林水産省が、コミュニティプラントは環境省が所管する事業として3つに大きく分類されます。

本町のコミュニティプラントは、中喜来地区の「みのり団地」と「松茂ニュータウン」の2箇所設置しています。

令和1年度の処理人口（普及率）は800人（5.3%）です。

④ 合併浄化槽

合併処理浄化槽とは、し尿と併せて生活雑排水を処理するもので、現行の法律で浄化槽と定められているもの。BOD除去率90%以上、放流水のBOD濃度20mg/L以下（浄化槽法施行規則より）であることが定められています。

令和1年度の合併処理浄化槽による処理人口（普及率）は4,520人（30.2%）です。

⑤ 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽とは、し尿だけを処理する浄化槽です。そのため、生活雑排水は処理されずにそのまま公共用水域へ流れます。なお、平成13年4月から、原則として単独処理浄化槽の新設はできません。

令和1年度の単独処理浄化槽による未処理人口(割合)は3,181人(21.3%)です。

⑥ 汲み取り便所

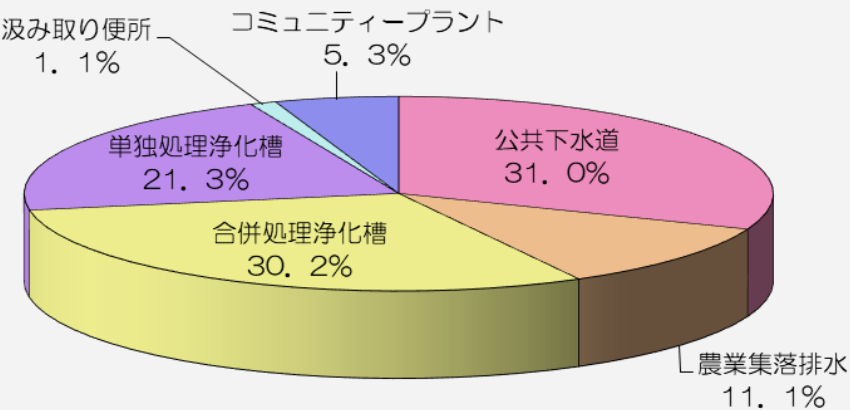
汲み取り便所も単独処理浄化槽と同様、生活雑排水は処理されずにそのまま公共用水域へ流れます。

令和1年度の汲み取り便所による未処理人口(割合)は169人(1.1%)です。

表 1-7 公共下水道及び農業集落排水の状況

	設置者	施設名等	使用開始	処理規模
公共下水道 (流域下水道)	徳島県	旧吉野川浄化センター (アクアきらら)	平成21年 (2市4町)	計画処理人口 2市4町 156,241人 松茂町 12,800人
地域下水道 (農業集落排水) (コミュニティープラント)	松茂町	松茂ニュータウン	昭和61年 (平成3年に松茂町に移管)	計画処理人口 1,450人
	松茂町	長岸污水处理場	平成7年	計画処理人口 240人
	松茂町	中喜来污水处理場	平成10年	計画処理人口 1,260人
	松茂町	北川向污水处理場	平成13年	計画処理人口 750人

資料 松茂町 上下水道課提供



資料 松茂町提供 令和1年度

図 1-11 生活排水処理施設の普及状況 (令和1年度)

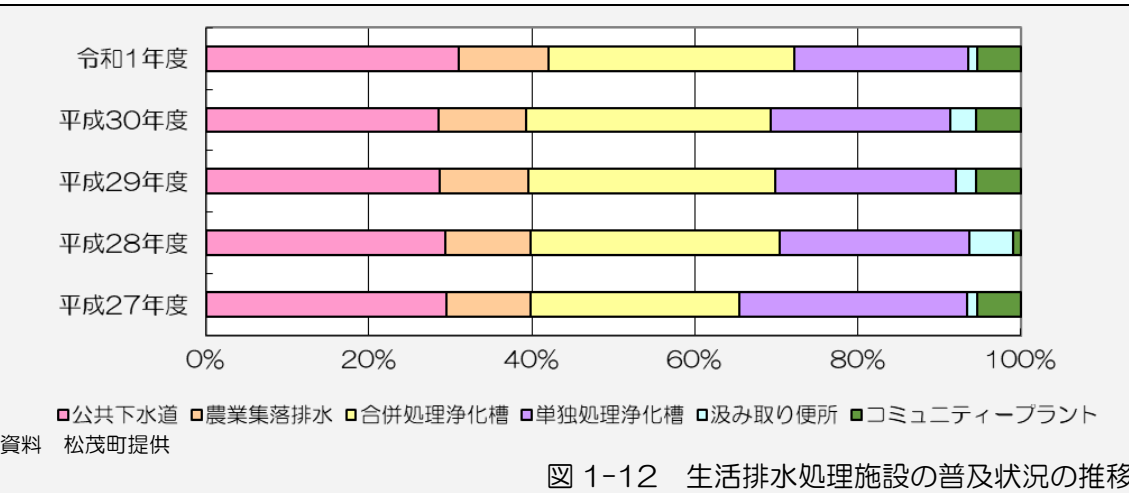


図 1-12 生活排水処理施設の普及状況の推移



(2) 生活排水処理施設の処理人口と普及率（字別）

本町の生活排水処理の状況は次図のとおりです。

公共下水道、農業集落排水処理施設、合併浄化槽、コミュニティプラントでは、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）が処理されています。一方、単独浄化槽や汲み取り便所を設置している家庭では、生活雑排水が処理されずに公共用水域へ放流されてしまいます。また、浄化槽からの汚泥や汲み取り便所から収集されるし尿等は、し尿処理施設（松茂町環境センター）で処理されています。

表 1-8 生活排水処理施設の処理人口と普及率（字別）

字別	公共下水道		農業集落排水		合併浄化槽		単独浄化槽		汲み取り		コミュニティプラント		合計
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
長岸	0	0.0	172	64.4	76	28.5	12	4.5	7	2.6	0	0.0	267
中喜来	16	0.4	982	25.1	1,446	36.9	644	16.4	28	0.7	800	20.4	3,916
広島	0	0.0	500	13.8	1,628	44.9	1,367	37.7	127	3.5	0	0.0	3,622
笹木野	1,750	44.5	0	0.0	1,221	31.1	954	24.3	4	0.1	0	0.0	3,929
住吉	969	79.6	0	0.0	111	9.1	138	11.3	0	0.0	0	0.0	1,218
満穂	822	89.3	0	0.0	38	4.1	61	6.6	0	0.0	0	0.0	921
豊中	12	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12
豊岡	294	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	294
長原	770	99.0	0	0.0	0	0.0	5	0.6	3	0.4	0	0.0	778
合計	4,633	31.0	1,654	11.1	4,520	30.2	3,181	21.3	169	1.1	800	5.3	14,957

資料 松茂町上下水道課提供 令和2年3月31日現在

3. 水質の現状および動向

(1) 環境基準の設定状況

環境基本法第16条の規定に基づく「環境基準」は、水質の汚濁に係る環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として河川や海域などに設定されたもので、公共用水域の水質汚濁防止のために講じられる排出規制や下水道整備等各種諸施策の共通の行政目標となるものです。

この環境基準は、対象となる項目により「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けられています。このうち、生活環境項目は、河川、海域の水域別に、河川はAA、A、B、C、D、Eの6類型、海域はA、B、Cの3類型及びⅠ～Ⅳの4類型に分類され、それぞれ基準値が定められています。

本町において環境基準の類型指定がなされている河川は、旧吉野川と今切川で、旧吉野川上流（吉野川分派点より旧吉野川河口堰まで）が河川A類型、旧吉野川下流（旧吉野川河口堰より下流）が河川B類型、今切川上流（旧吉野川分派点より今切川河口堰）が河川C類型、今切川下流（今切川河口堰より下流）が河川Bタイプの指定を受けています。



環境基準（人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準）を次に示しました。

表 1-9 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、告示に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算計数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資料 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）

表 1-10 生活環境の保全に関する環境基準 河川（湖沼を除く。）

類 型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保 全及びA以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級、 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用 水及びEの欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級、 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
// 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
// 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
// 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
// 3 級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
// 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
// 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

資料 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号)

(2) 水質の現状および動向

① 水質の現状

本町の環境基準点および補助測定点は、今切川に2地点（加賀須野橋、今切川河口）、鍋川に1地点（鍋川橋）があります。

また、本町に隣接する環境基準点および補助測定点は、旧吉野川に2地点（大津橋、牛屋島橋）、今切川に1地点（鍋川合流点）、撫養川に1地点（大里橋）があります。旧吉野川河口堰では水資源機構が水質調査を行っています。

表 1-11 生活環境項目に関する水質の現状

【旧吉野川】

地点名・河川類型		pH (→)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100m L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
大津橋 (環境基準点)	B	7.6 ～ 8.1	7.2 ～ 10	<0.5 ～ 1.6	1 ～ 9	330 ～ 4,900	0.44 ～ 0.90	0.032 ～ 0.072
牛屋島橋 (補助測定点)	A	7.4 ～ 7.9	7.8 ～ 11	<0.5 ～ 1.0	4 ～ 8	1,300 ～ 49,000	0.77 ～ 1.0	0.032 ～ 0.066
旧吉野川河口堰上流※ (水資源機構)	A	7.4 ～ 8.1	7.2 ～ 12	<0.5 ～ 1.7	—	330 ～ 13,000	0.63 ～ 1.2	0.026 ～ 0.076

【今切川】

地点名・河川類型		pH (→)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100m L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
加賀須野橋 (環境基準点)	B	7.7 ～ 8.1	6.4 ～ 11	<0.5 ～ 1.8	7 ～ 7	240 ～ 240,000	0.58 ～ 0.99	0.037 ～ 0.094
今切川河口 (補助測定点)	B	7.9 ～ 8.5	6.0 ～ 9.2	<0.5 ～ 1.7	1 ～ 8	6 ～ 17,000	0.47 ～ 0.78	0.031 ～ 0.079
鍋川合流点 (補助測定点)	B	7.2 ～ 7.4	4.5 ～ 11	2.0 ～ 3.0	1 ～ 15	—	—	—

【鍋川】

地点名・河川類型		pH (→)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100m L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
鍋川橋 (補助測定点)	—	7.3 ～ 7.6	4.2 ～ 11	1.9 ～ 2.6	1 ～ 15	—	—	—

【撫養川】

地点名・河川類型		pH (→)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100m L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
大里橋 (環境基準点)	B	7.9 ～ 8.1	6.0 ～ 9.2	<0.5 ～ 1.7	1 ～ 0	13 ～ 23,000	0.36 ～ 0.84	0.030 ～ 0.15

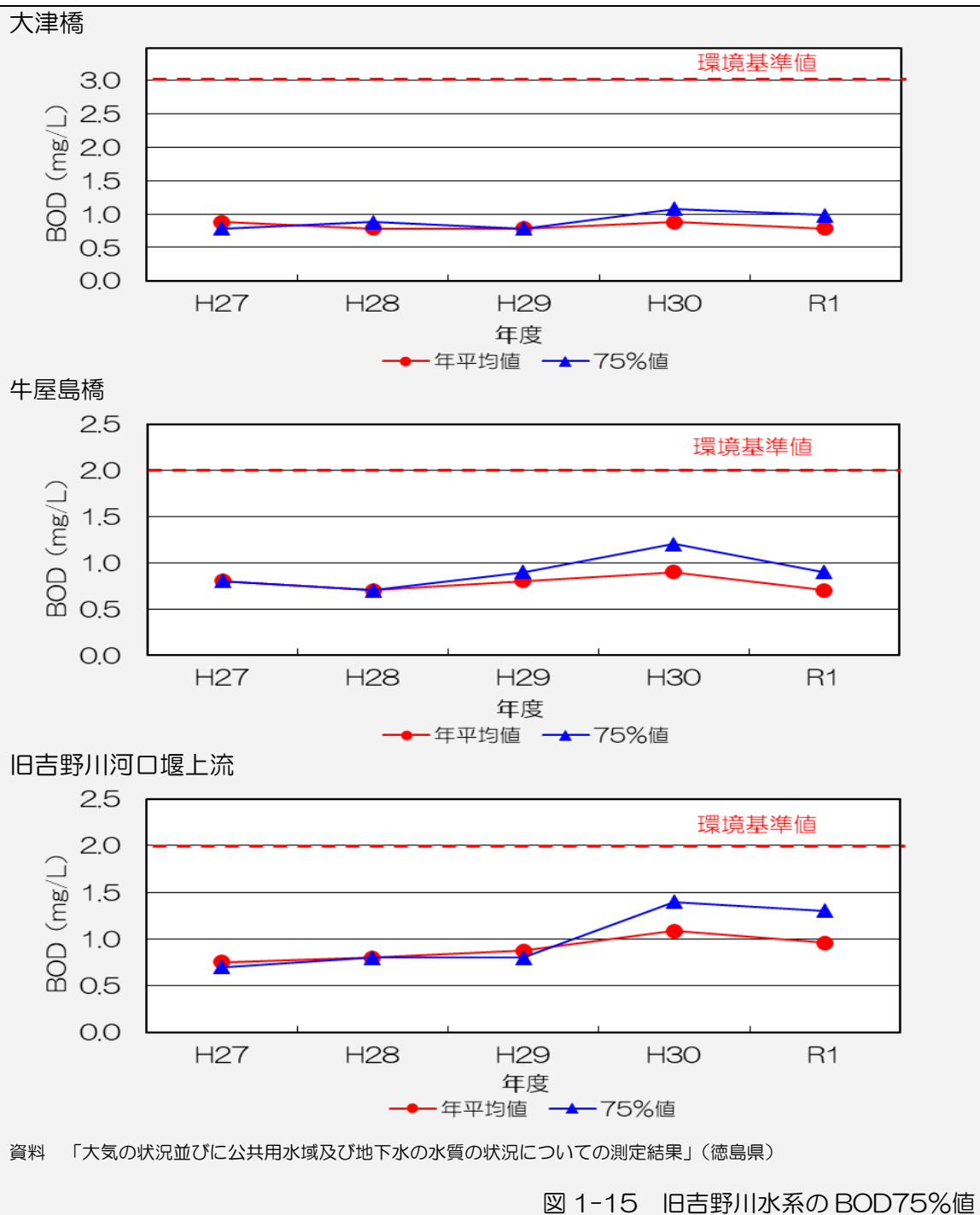
資料 「令和元年度 大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状態についての測定結果」(徳島県)

※：旧吉野川河口堰上流については、(独)水資源機構 旧吉野川河口堰事務所 2019年度
旧吉野川河口堰上流 0.2km 表層より引用

② 水質の動向

a. 旧吉野川水系

旧吉野川水系には、本町に隣接する環境基準点として「大津橋」及び補助測定点として「牛屋島橋」、水資源機構観測点として「旧吉野川河口堰」があります。各調査地点の平成27年度～令和1年度までのBODの平均値及び75%値を見ますと、両地点ともほぼ横ばいで推移しています。なお、両地点とも環境基準値（牛屋島橋及び旧吉野川河口堰上流 0.2km 表層：河川類型A、BOD：2.0mg/L 以下・大津橋：河川類型B BOD：3.0mg/L 以下）を達成しています。

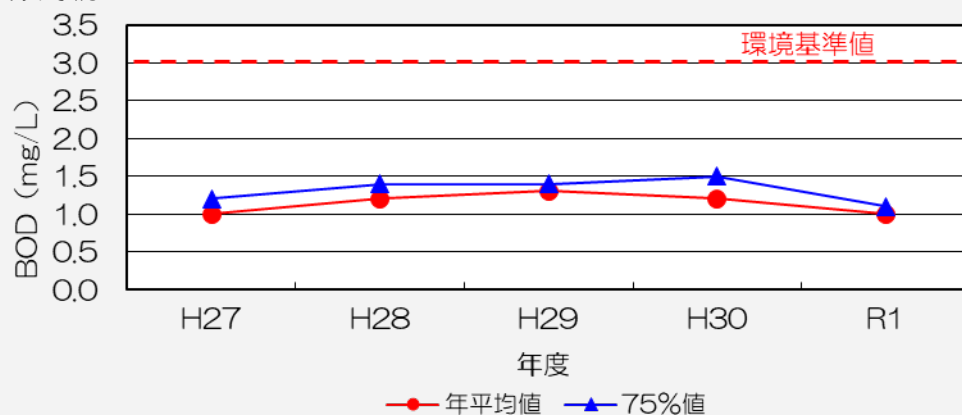


b. 今切川水系

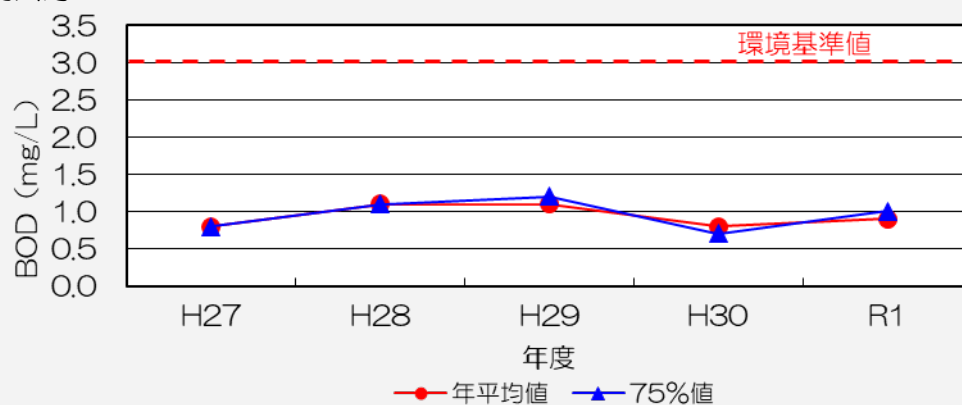
今切川水系には、環境基準点の「加賀須野橋」、補助測定点の「今切川河口」及び「鍋川合流点」の3地点があります。各調査地点の平成27年度～令和1年度までのBODの平均値及び75%値を見ますと、全地点ともほぼ横ばいで推移しています。

なお、各調査地点とも環境基準値（河川類型B BOD：3.0mg/L 以下）を達成しています。

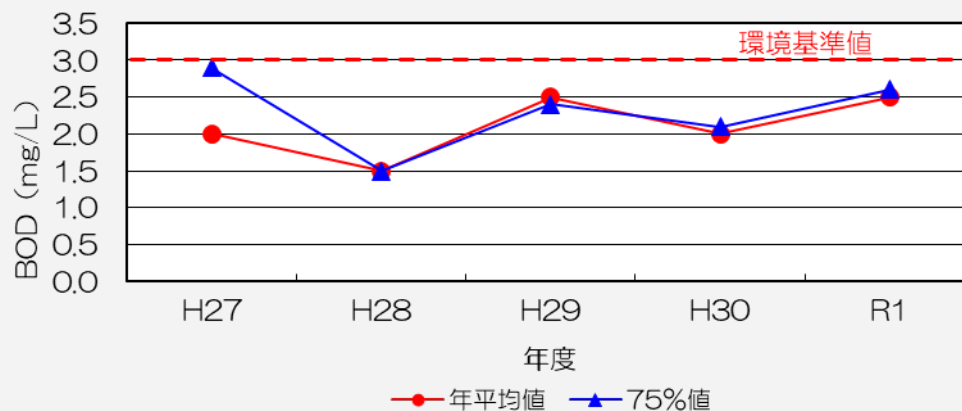
加賀須野橋



今切川河口



鍋川合流点



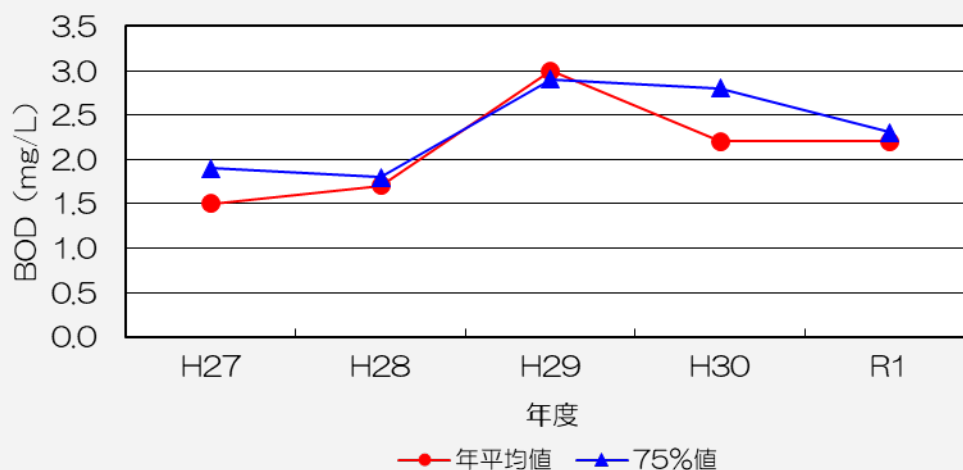
資料 「大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状況についての測定結果」（徳島県）

図 1-16 今切川水系（河口堰より上流）のBOD75%値

c. 鍋川

鍋川には、補助測定点として「鍋川橋」があります。鍋川橋の平成27年度～令和1年度までのBODの平均値及び75%値は、若干上昇傾向で推移しています。なお、鍋川橋は河川類型の指定を受けていませんので、環境基準は適用されません。

鍋川橋



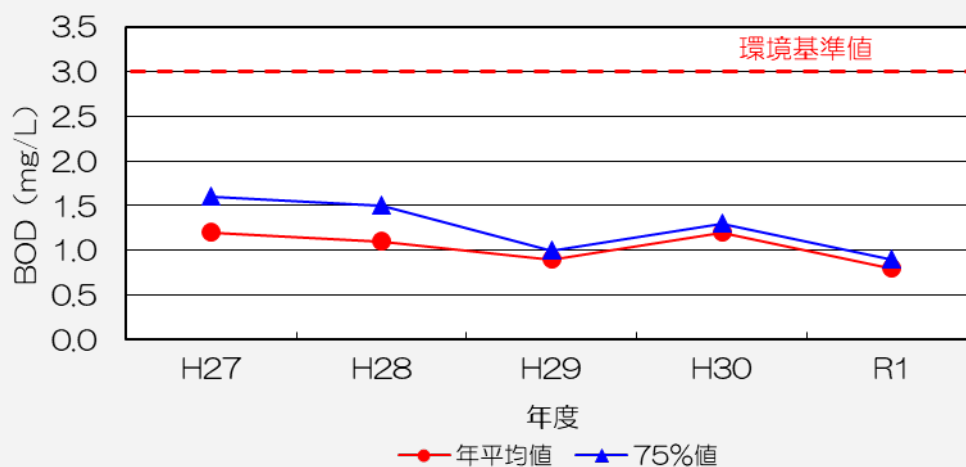
資料 「大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状態についての測定結果」(徳島県)

図 1-17 鍋川のBOD75%値

d. 撫養川

撫養川には、本町に隣接する地点としての環境基準点の「大里橋」があります。大里橋の平成27年度～令和1年度のBOD平均値及び75%値を見ますと、ほぼ横ばいで推移しています。なお、大里橋は環境基準値(河川類型B BOD:3.0mg/L以下)を達成しています。

大里橋



資料 「大気の状態並びに公共用水域及び地下水の水質の状態についての測定結果」(徳島県)

図 1-18 撫養川のBOD75%値

e. 町内農業用排水路・35 か所

本町内には縦横に農業用排水路が設置されています。

本町は、それらを代表する35地点について、夏季と冬季に水質調査を実施しています。

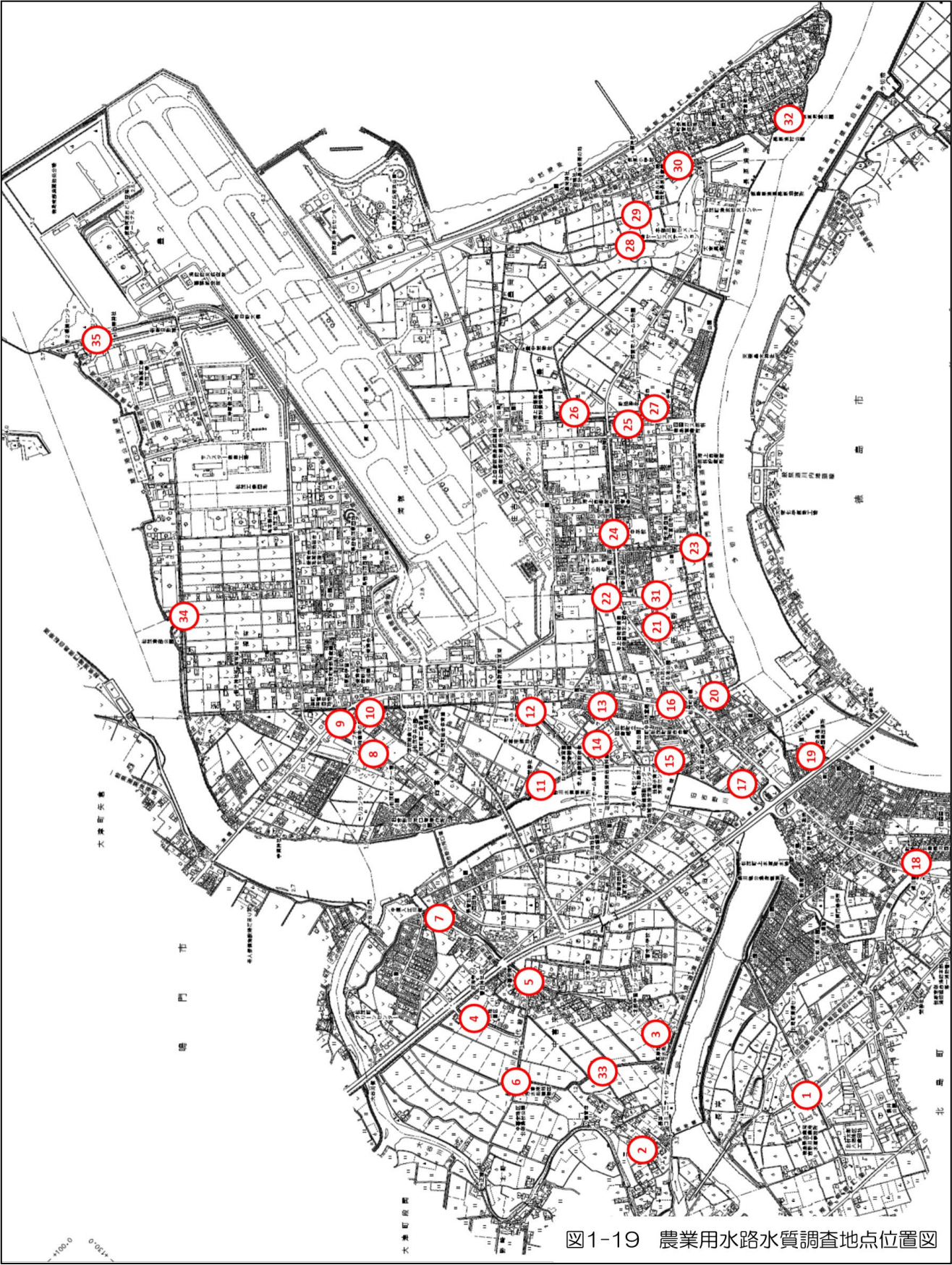
平成22年度から令和1年度の過去10年間のBOD平均値を見ると、5.0mg/L以下の地点は25か所でした。

なお、BODの水稻の生育に対する水質汚濁の許容濃度の目安は、5.0～8.0mg/L以下という文献があります。（千葉県農業試験場）

表 1-12 農業用排水路の水質の現状

採取地点	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	平均値
No.1	3.9	1.7	1.4	3.4	2.1	2.3	3.3	6.1	1.2	2.1	2.7
No.2	7.3	3.3	2.7	3.7	8.2	5.2	9.9	12	6.4	7.5	6.6
No.3	1.0	0.7	1.4	3.8	1.7	2.5	2.5	1.8	2.9	3.5	2.2
No.4	4.7	1.6	2.4	2.9	2.0	4.6	2.2	6.3	6.3	2.2	3.5
No.5	2.8	1.5	1.8	1.4	1.2	3.3	1.3	3.5	3.6	2.0	2.2
No.6	5.5	0.9	2.7	2.2	2.3	2.6	1.4	3.9	2.9	2.5	2.7
No.7	1.9	1.3	1.4	1.5	0.7	2.3	1.1	3.1	2.6	1.9	1.8
No.8	1.9	0.7	1.6	1.5	0.7	1.4	1.1	1.7	2.8	3.8	1.7
No.9	4.7	3.3	2.2	2.3	3.4	3.6	2.6	4.6	3.8	5.1	3.5
No.10	1.6	0.8	1.0	1.5	1.4	1.5	1.3	1.9	2.1	1.7	1.5
No.11	1.2	0.6	1.8	0.8	1.0	1.4	1.1	1.4	3.2	2.3	1.5
No.12	3.4	1.7	1.8	2.4	1.4	1.7	2.2	2.3	3.0	2.7	2.2
No.13	6.6	1.8	2.7	1.9	1.7	1.8	3.0	3.4	2.3	5.5	3.1
No.14	3.4	1.9	1.8	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	2.5	4.0	2.1
No.15	3.3	0.8	1.4	1.0	0.6	2.1	1.1	1.3	2.3	2.3	1.6
No.16	2.0	2.1	1.7	6.8	12	3.0	11	8.7	5.3	3.8	5.6
No.17	5.3	6.1	2.6	12	15	3.4	5.8	7.6	3.1	14	7.5
No.18	6.8	3.4	4.1	5.9	4.8	3.2	3.8	7.3	7.2	3.6	5.0
No.19	54	41	41	58	41	31	61	71	72	39	51
No.20	4.3	3.0	12	12	15	4.9	7.8	10	3.9	11	8.4
No.21	1.5	1.2	1.8	1.2	1.4	1.0	1.7	1.3	2.4	3.6	1.7
No.22	1.1	0.8	1.3	0.9	0.9	1.4	1.3	1.1	2.3	2.0	1.3
No.23	1.6	1.4	2.9	1.4	2.4	1.5	1.7	1.8	1.8	102	12
No.24	18	2.8	11	2.4	3.1	1.6	3.4	8.5	1.8	5.0	5.7
No.25	15	4.3	4.0	3.0	6.7	1.5	1.8	5.0	1.7	6.3	4.9
No.26	1.9	0.9	2.2	1.4	1.2	1.3	1.5	1.2	1.7	3.7	1.7
No.27	1.0	0.8	1.8	1.3	0.8	1.3	1.3	1.8	1.5	3.1	1.5
No.28	4.2	2.6	2.2	1.2	1.4	2.3	1.7	3.7	3.1	5.6	2.8
No.29	4.2	2.8	3.7	0.9	1.2	2.0	1.6	2.3	2.8	3.6	2.5
No.30	10	5.8	4.7	4.5	1.7	2.1	3.0	3.5	2.7	4.8	15
No.31	6.1	2.2	2.4	5.3	1.7	1.8	1.6	1.5	2.5	6.8	3.2
No.32	20	16	22	11	19	6.1	11	16	10	13	14
No.33	9.4	3.7	2.9	4.9	2.8	6.0	5.9	8.0	6.5	7.0	5.7
No.34	5.9	2.8	2.3	1.5	1.7	2.1	2.0	3.6	3.5	1.8	2.7
No.35	5.4	3.7	3.3	3.1	3.0	2.4	2.9	4.3	4.8	2.4	3.5
平均値	6.6	5.2	5.7	4.8	5.2	3.3	4.7	6.4	5.4	8.3	5.6
最小値	1.0	0.6	1.0	0.8	0.6	1.0	1.1	1.1	1.2	1.7	1.3
最大値	54	58	47	58	41	31	61	71	72	102	51
5mg/L以下の地点数	21	31	30	28	27	31	28	24	28	23	25
5mg/Lを超過した地点数	14	4	5	7	8	4	7	11	7	12	10

資料 「農業用排水路水質分析結果」（松茂町）



4. 生活排水対策推進計画の目標

(1) 生活排水対策の基本理念

本町の公共用水域の水質の状況は、公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が進み、長期的には改善傾向がみられます。しかし、いまだ完全とはいえない状況にあり、社会的にもその対策と必要性が深く認識されています。

このような状況から、生活排水処理施設の整備（ハード面）と生活排水対策の必要性に対する啓発活動（ソフト面）観点から、公共用水域の水質の保全を図り、健康で安心して暮らせる生活環境の形成、より快適で豊かな水環境の創出を図ります。

そのため、本町の環境像を

育てよう緑 守ろう水辺
みんなで創る環境都市 松茂

基本目標を

健康で快適に暮らせるまち

として、河川等の水質をさらに向上させることを目指します。

(2) 生活排水対策の基本施策

生活雑排水については、公共下水道や農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽で処理が可能です。生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽や汲み取り便所を設置している家庭があわせて22.4%（令和1年度）あり、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されています。

この課題に対処するため、生活排水処理の基本施策を「公共下水道等への接続率向上」および「合併処理浄化槽設置の推進」、「生活排水対策にかかる啓発」として、町民・行政・関係機関が連携してこれを推進することとします。

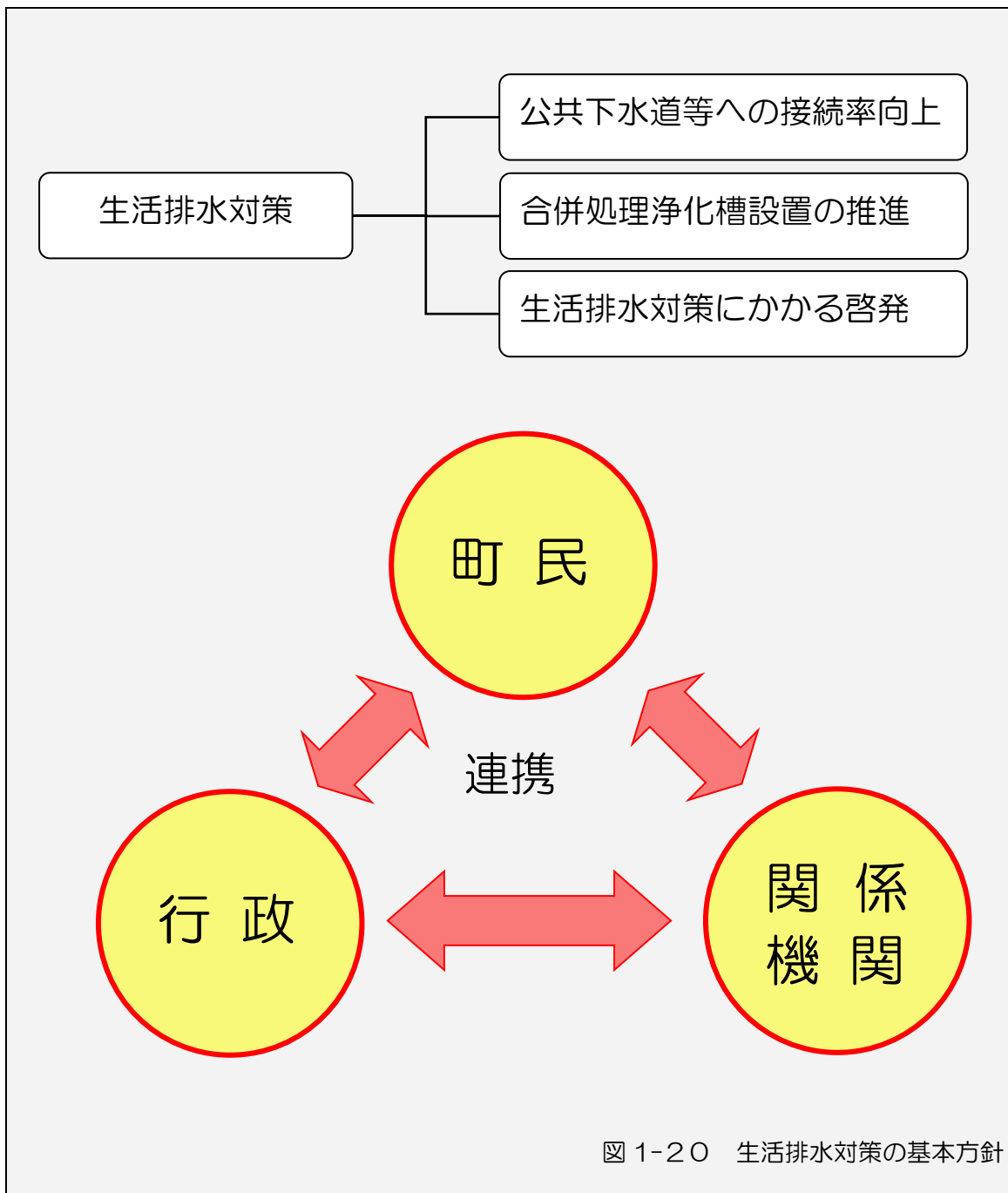


図 1-20 生活排水対策の基本方針

(3) 対象水域の目標水質

対象水域の目標水質は、本町内および近隣の環境基準点において、環境基準を達成することを目標とします。

また、本町内の用排水路 35 地点において、現状の水質を維持及び向上することで、BOD5mg/L 以下の地点数 30 地点以上を目標とします。

表 1-13 河川・用排水路の目標水質

調査地点			目標指標	単位	計画時の状況 (R1 年度)		目標数値※1 (R17 年度)
河川	旧吉野川	大津橋	BOD	mg/L	平均値	0.8	3 以下
					75%値	1.0	
			pH	mg/L	7.8～8.1		6.5 ～ 8.5
			DO	mg/L	8.5		5 以上
			SS	mg/L	5		25 以下
			大腸菌群数	MPN/100mL	1600		5,000 以下
	今切川	加賀須野橋	BOD	mg/L	平均値	1.0	3 以下
					75%値	1.0	
			pH	mg/L	7.7～8.1		6.5 ～ 8.5
			DO	mg/L	8.5		5 以上
			SS	mg/L	4		25 以下
			大腸菌群数	MPN/100mL	24,000		5,000 以下
用排水路 全 35 地点			BOD	mg/L	5 以下の地点数 平均 2.5 地点※2		5 以下の地点数の 30 地点以上※3

※1：河川の目標数値は、河川における生活環境の保全に関する環境基準値(B類型)に基づきます。

※2：平成 22 年度～令和 1 年度間の平均値

※3：様々な水質の排水が直接流入する用水路では、すべての調査地点において BOD5mg/L 以下とすることは過度に厳しいため、「BOD5mg/L 以下の地点数を 30 地点以上」とした。

(4) 目標水質の達成年次

目標水質の達成年次は、「とくしま汚水処理構想 2017（平成 29 年 7 月 徳島県）」の整備目標年次を参考とし、令和 17 年度（2035 年度）とします。

第2章 生活排水処理施設の整備に関する事項

1. 生活排水処理施設の整備に関する基本方針

(1) 施設整備の基本理念

生活雑排水は公共下水道や合併処理浄化槽で処理することが可能ですが、単独処理浄化槽や汲み取り便所では処理できず、未処理のまま排出されてしまいます。

本町の生活排水処理設備の普及状況（令和1年度）は、公共下水道（31.0%）、農業集落排水処理施設（11.1%）合併処理浄化槽（30.2%）、単独処理浄化槽（21.3%）、汲み取り便所（1.1%）、コミュニティープラント（5.3%）です。公共下水道等の処理施設および設備の普及率は合計で77.6%ですが、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽や汲み取り便所の合計は22.4%あります。

生活雑排水の22.4%が未処理である課題に対処するため、「公共下水道等への接続の促進」「合併処理浄化槽の設置の推進」「浄化槽設置者に対して適切な維持管理の指導」「家庭での生活排水対策の啓発活動」を大きな柱として、生活排水処理施設の整備を進めていきます。

表 2-1 生活排水処理施設整備の取組

- 公共下水道を整備し、公共下水道への接続を推進します。
- 農業集落排水処理施設およびコミュニティープラント整備区域内における排水処理施設への接続を推進します。
- 下水道未整備区域での合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 浄化槽の設置者に対して適切な維持管理を指導します。
- 家庭での生活排水対策を啓発します。

(2) 施設の選定に係る基本的考え方

生活排水処理施設にはそれぞれ特徴があります。たとえば公共下水道は、市街化区域など人口密度が高い地域はスケールメリットが期待できますが、事業規模が大きいため、供用開始までに時間と費用がかかるといった特徴があります。

本町では、各生活排水処理施設の特徴を活かし、地域の状況に応じた選定を行っています。

公共下水道、農業集落排水処理施設およびコミュニティプラントが供用開始されている区域については、各家庭からのつなぎ込みを促進します。一方、公共下水道の認可区域以外については単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を進めていきます。

表 2-2 地域の状況に応じた施設の選定

地域の実情		施設の選定
公共下水道、農業集落排水処理施設およびコミュニティプラントが供用開始されている区域	⇒	各家庭からのつなぎ込みの促進
上記以外の区域	⇒	単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換 適正な維持管理の実施
本町の管理する処理施設 ・ 農業集落排水処理施設 ・ コミュニティプラント	⇒	適正な維持管理の実施

各生活排水処理施設の特徴を以下に示しました。

表 2-3 本町内の各生活排水処理施設の特徴

区 分	施設の特徴	メリット	デメリット
公共下水道	管渠により汚水を収集し、処理場で一括処理する。	安定した処理水質を確保することができる。 市街化区域など人口密度が高い区域ではスケールメリットが働き経済効率が良い。 耐用年数が高い。	事業規模が大きいため、供用開始までに費用と時間がかかる。
地域下水 (農業集落排水処理施設 コミュニティ プラント)	地方公共団体が設置するし尿処理施設の一つで、各家庭から排出される生活排水を処理する。	散在性集落又は既成市街地から離れて建設される団地などに適する。	公共下水道ほどではないが、事業規模が大きいため供用開始までに費用と時間がかかる。
合併処理浄化槽	各家庭の敷地に浄化槽を設置し、処理する。 (し尿・生活雑排水を併せて処理)	長い管渠を敷設する必要が無いため、家屋が散在した集落では経済効率が良い。 すぐに生活排水対策の効果が望める。	個人で維持管理が必要。 汚泥は別途処理が必要。 耐用年数が短い。
単独処理浄化槽	各家庭の敷地に浄化槽を設置し、個別処理する。 (し尿のみを処理)	—※1	生活雑排水は未処理。 汚泥は別途処理が必要。
汲み取り便所	し尿を溜めておき、汲み取る便槽を持つ便所。 改良便槽※2	—※1	生活雑排水は未処理。 し尿は別途処理が必要。

※1 平成 13 年 4 月 1 日より浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。また、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならなくなりました。そのため、メリットについては「—」としています。

※2 貯溜槽と汲取槽を組み合わせた構造でかつ貯溜槽は2槽以上区分し、100 日以上貯留できる便槽。

(3) 達成目標

生活排水処理施設整備の達成目標は、「とくしま汚水処理構想 2017」（平成 29 年 7 月 徳島県）および「松茂町環境基本計画」（平成 28 年 3 月 松茂町）を参考とし、「令和 17 年度の汚水処理人口普及率を 100%」とします。

表 2-4 生活排水処理施設整備の達成目標

	令和 1 年度 (現状)	令和 7 年度	令和 17 年度
汚水処理人口普及率	77.6%	85.2%	100.0%
(内訳) 公共下水道	31.0%	59.8%	81.4%
合併処理浄化槽	30.2%	7.0%	0.2%
地域下水	16.4%	18.4%	18.4%
単独処理浄化槽・汲み取り便所	22.4%	14.8%	0.0%

【達成目標の設定の考え方】

「とくしま汚水処理構想 2017」（平成 29 年 7 月 徳島県）では、本町の令和 7 年度の目標普及率を公共下水道は 59.8%、地域下水は 18.4%、合併処理浄化槽は 7.0%としています。

「松茂町汚水処理構想」（平成 28 年 松茂町）において各事業の実施優先度や実施可能事業量を踏まえたうえで、令和 17 年に至るまでの整備スケジュールを策定しています。

以上の汚水処理構想を参考に、本計画の目標水質の達成年次である令和 17 年度における各施設の目標普及率を下表に示します。

なお「とくしま汚水処理構想」や「松茂町汚水処理構想」ならびに「松茂町流域関連公共下水道事業計画」に見直しや更新があった場合、整合性を図るため本計画内容も見直しを行い、同時に中間評価を行います。

表 2-5 生活排水処理形態別人口

生活排水処理施設		令和 1 年度 (現状)	令和 7 年度 (達成年次) ※1		令和 17 年度※1	
公共下水道	処理人口 (人)	4,633	8,966		11,562	
	普及率 (%)	31.0	59.8		81.4	
合併処理 浄化槽	処理人口 (人)	4,520	1,047		21	
	普及率 (%)	30.2	7.0		0.2	
農業集落 排水	処理人口 (人)	1,654	1,415		1,332	
	普及率 (%)	11.1	9.4		9.4	
コミュニティ プラント	処理人口 (人)	800	1,351		1,285	
	普及率 (%)	5.3	9.0		9.0	
単独処理 浄化槽	未処理人口 (人)	3,181	未処理人口 (人)	2,221	未処理人口 (人)	0
	割合 (%)	21.3				
汲み取り便所	未処理人口 (人)	169	割合 (%)	14.8	割合 (%)	0.0
	割合 (%)	1.1				
行政人口		14,957	15,000※2		14,200※2	

※1 「松茂町汚水処理構想」（平成 28 年 松茂町）より引用しました。

※2 人口は「松茂町汚水処理構想」（平成 28 年 松茂町）による。

2. 各処理施設の処理区域および整備計画

(1) 各処理施設の処理区域

公共下水道は「公共下水道認可区域」、合併処理浄化槽は「公共下水道認可区域以外の区域」とします。

また、農業集落排水処理施設、コミュニティプラントは地域下水とします。

表 2-6 各処理施設の処理区域

生活排水処理施設	処理区域
公共下水道	公共下水道認可区域
合併処理浄化槽	公共下水道認可区域以外の区域
地域下水	農業集落排水処理施設 コミュニティプラント

(2) 整備計画

①公共下水道整備の推進

現在、公共下水道事業認可計画区域（約290.9ha）で令和9年度末の完成をめざし整備を進めています。

次期事業認可区域については、接続率の向上に有利な地域を選定し、公共下水道の整備を推進します。

また、公共下水道の供用開始区域については、各家庭からのつなぎこみを促進します。

公共下水道整備区域における目標接続率を、「令和17年度において100%」とします。

②合併処理浄化槽の接続

公共下水道の認可区域外の地域については、「松茂町浄化槽設置整備事業」により、既存の単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を図ります。

③地域下水

地域下水（農業集落排水処理施設・コミュニティプラント）については、施設の適正な維持管理に努めます。

3. その他の生活排水処理施設の整備に関すること

(1) 松茂町環境センター

生し尿や浄化槽汚泥は松茂町環境センターで処理しています。

当施設は、本町の公衆衛生の改善と向上を目的として昭和55年12月に本町の東側に敷地面積3,500m²として完成しました。

当施設の処理能力は20kL/日（生し尿16kL/日、浄化槽汚泥4kL/日）で、好気性消化処理方式を備えた施設として稼動しています。

現在では、生活様式も変わり生し尿0.6kL/日、浄化槽汚泥16.7kL/日と、ほとんどが浄化槽汚泥の搬入となっています。

当施設が本格稼動して以来約40年が経過し、あらゆる箇所の老朽化が進んでいます。

また、本町のし尿・浄化槽汚泥の搬入量の変化に伴い、施設の運転や維持管理に苦慮しています。今後は、いかに安定稼動を継続していくかが課題となっており、万全の保守点検に留意しながら当施設の補修等を計画的に進めていきます。



図2-1 松茂町環境センター

4. 生活排水処理施設整備区域図

本町を「公共下水道認可区域」「公共下水道認可区域以外の区域」「地域下水」の3つに分け、生活排水処理施設の整備を進めます。

各区域の整備内容は以下のとおりです。

(1) 公共下水道の整備推進区域

公共下水道認可区域を公共下水道の整備推進区域とします。

また、供用開始区域については、各家庭からのつなぎこみを促進します。

(2) 合併処理浄化槽の区域

公共下水道整備推進区域と地域下水区域以外は合併処理浄化槽の区域とします。

この区域は、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を推進します。

(3) 地域下水区域

農業集落排水処理施設及びコミュニティプラントは、施設の適正な維持管理を実施します。

生活排水処理施設整備区域は次図に示したとおりです。



5. 施設整備による水質改善効果

生活排水処理施設の整備に伴い、各家庭などから町内用排水路に直接流入する生活排水の BOD 流出量が減少するものと考えられます。

そこで、生活排水処理施設の整備に伴い、BOD 流出量がどの程度減少するかを算出し、施設整備による水質改善効果としました。

生活排水処理施設整備による水質改善効果を算出する条件は、

- ・ 公共下水道の接続率 19%（人口に対する・令和 1 年度）
→ 100%（人口に対する・令和 17 年度）
- ・ 公共下水道の接続に伴う単独処理浄化槽および汲み取り便所数の減少
- ・ 本町の将来人口^{※1}を 14,200 人（令和 17 年度）、14,957 人（令和 1 年度）

としました。なお、算出は原単位法^{※2}により行ないました。

施設整備による水質改善効果は以下のとおりとなります。

※1 人口は「松茂町汚水処理構想」（平成 28 年 松茂町）による。

※2 合併処理浄化槽および単独処理浄化槽から発生する BOD 汚濁負荷量をそれぞれ、4.0g/日、32.2g/日とし、これに接続人口を乗じて汚濁負荷量を算定する方法

表 2-7 施設整備による水質改善効果

	生活排水系 BOD 流出量 (kg/日) ※	
	令和 1 年度	令和 17 年度
町内用排水路	169.0	0.084

※BOD 流出量：人口に対する接続率をもとに算出

第3章 生活排水対策にかかる啓発に関する事項

1. 生活排水対策にかかる啓発に関する基本方針

(1) 基本的考え方

生活排水対策には生活排水処理施設の整備とともに、町民一人ひとりの取り組みが大切です。そのためには、一人ひとりが生活排水対策に関心を持ち、水環境に対する責任と役割を理解し、日常生活での生活排水対策に自らが取り組みとともに活動の輪を広げていくことが重要です。

特に、家庭における台所等の発生源対策は、比較的短時間かつ費用をかけずに汚濁負荷量の削減が可能であり、水質改善に大きな効果があることから、町民の生活排水に対する意識の啓発は重要な課題となっています。

本町では、今までにさまざまな啓発活動を実施してきました。今後も、日常の生活排水対策の重要性についての普及活動を強化するとともに、家庭でできる生活排水対策の取り組みについての情報提供を充実させていきます。また、一方的な情報提供だけにとどまらず、行政と町民や地域間のコミュニケーションづくりを推進します。

表 3-1 生活排水対策にかかる啓発に関する基本方針

- 生活排水に対する意識の向上
- 公共下水道、地域下水等の生活排水処理施設の利用推進
- 合併処理浄化槽の設置促進
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理の指導
- 日常生活における生活排水対策の推進
- コミュニケーションづくりの推進
- 自宅周辺の水路の清掃等、水質汚濁防止活動の積極的な参加および協力の呼びかけ

(2) 啓発活動の進め方

町民一人ひとりの生活排水対策に対する認識や情報の入手方法はそれぞれ異なります。本町では、町民一人ひとりの立場や生活環境などに応じた情報発信を行います。

具体的には、広報紙やホームページによる情報発信をはじめ、公共施設の掲示板への掲載、広報無線放送の活用、小中学校での環境学習やイベントの実施などを通じ、すべての町民が等しく情報を得ることができるような啓発活動を進めて参ります。また、町民の皆様からの積極的な情報提供も募集します。

啓 発 活 動 の 進 め 方

町民一人ひとりの立場や生活環境などに応じた情報発信を行い、すべての町民が等しく情報を得ることができるようにします。

具体的には・・・・・・

- 広報紙やホームページによる情報発信
- 公共施設の掲示板への掲載
- 広報無線による放送
- 小中学校での環境学習やイベントの実施

また、町民の皆様からの積極的な情報提供も募集します。

2. 啓発活動にかかる事業の実施計画

(1) 啓発活動の目的

生活排水に対する意識を向上させ、生活排水処理施設の利用推進や日常生活における生活排水対策の実践を図ることを目的とします。

(2) 実施地域の設定

本町全域を啓発活動の実施地域とします。

(3) 推進運動

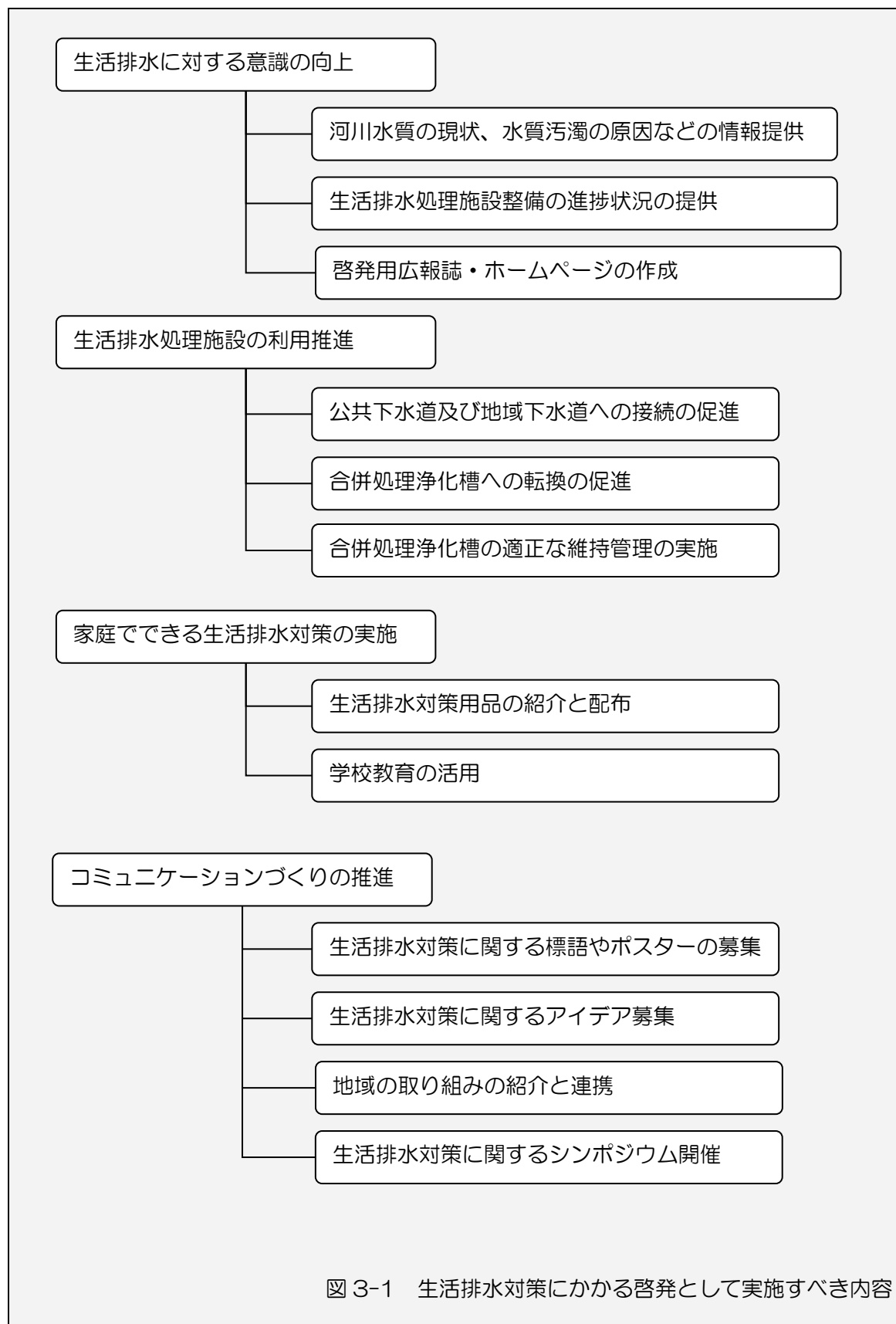
生活排水対策を図るには、町や町民、事業者、関係機関が連携して取り組んでいくことが最も効率的です。また、施策の推進には国や県などの関係機関との連絡調整も欠かせません。

このため、町民や事業者等と綿密な連絡調整を図り、各種事業を総合的・有機的に推進します。

(4) 実施すべき内容

「生活排水に対する意識の向上」「生活排水処理施設の利用推進」「家庭でできる生活排水対策の実施」「コミュニケーションづくりの推進」についての啓発活動を実施します。

各項目の詳細は、次に示すとおりです。



① 生活排水に対する意識の向上

生活排水に対する関心を深めていただくことが大切です。そのため、河川水質の現状や水質汚濁の原因などをわかりやすく説明するための資料を作成し、発信していきます。

また、生活排水処理施設整備の進捗状況をお知らせし、整備に対する御理解と御協力が得られるようにします。

これらの情報発信を広報誌やホームページなどで行います。

② 生活排水処理施設の利用推進

生活排水処理施設の利用推進については、公共下水道の整備状況に応じた啓発活動を行います。

公共下水道が供用開始されている地域の方々へは、接続促進のための啓発活動を行います。

公共下水道の認可区域以外の方々へは、合併処理浄化槽への転換を図る啓発活動を行います。例えば「松茂町浄化槽設置整備事業」の利用推進をPRします。

また、浄化槽を適正に使用していただくためには法定検査（定期的な保守点検や清掃）が必要です。そのため、広報紙・ホームページによる啓発を行います。

③ 家庭でできる生活排水対策の推進

町民が生活排水対策を行う際の具体的な方法を広報紙やホームページで紹介し、家庭でできる生活排水対策を推進します。

また、小中学校への出前講座や環境学習を支援し、子どもたちの生活排水に対する関心を高めます。また、地域の環境保全活動・ボランティア活動などを支援し、各活動の活性化・地域間交流を図ります。

④ コミュニケーションづくりの推進

本町からの一方的な情報発信だけではなく、町民の皆様が参加できるような取り組みを行います。例えば、生活排水対策に関する標語、ポスターやアイデアを募集します。

また、各地域の取り組みを紹介するとともに、シンポジウムなどを行い、地域間の連携を図ります。

3. 啓発事業の実施体

町民全員が身近な河川の水質環境保全についての意識を高めていくためには啓発事業の実施体制づくりが重要となります。

そのため、必要に応じ学識者や実績のある事業者等の意見や助言を求め、現在行っている事業をネットワーク化して実施体制の拡充を図ります。

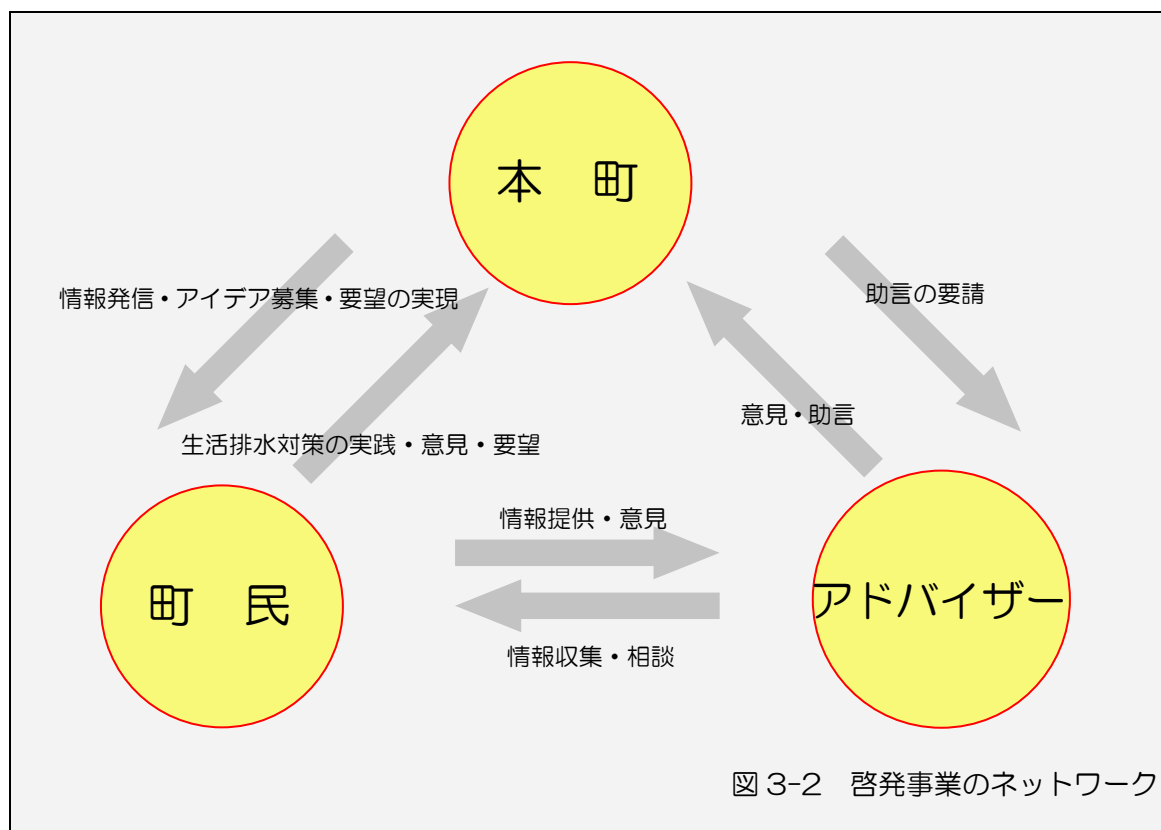


表 3-2 各主体の役割

- 本町の役割
 - 生活排水対策に関する情報発信やアイデアを募集、要望の実現を行う。
 - アドバイザーへの助言の要請を行う。
- 町民の役割
 - 生活排水対策を実践する。
 - 生活排水対策に関する意見・要望を行う。
- アドバイザーの役割
 - 本町に対し生活排水対策に関する意見や助言を行う。
 - 町民に対して情報提供を求め、相談を行う。

第4章 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

1. 関係市町村の連携に関すること

旧吉野川や今切川等の公共用水域に対する生活排水対策は、本町のみで実現できるものではなく、徳島県や周辺市町が一体となった取り組みが必要です。

現在、本町周辺では、2市2町（徳島市、鳴門市、藍住町、北島町）が「生活排水対策重点地域」の指定を受け、生活排水対策推進計画を策定しています。

本町では他の市町との連携を強化し、それぞれが明確な役割を持ち、効果的・効率的な生活排水対策を推進していきます。

（1）徳島県の役割

徳島県では、旧吉野川流域下水道事業の推進を図るため、本町の周辺市町との情報交換を密にし、実施状況の把握・各事業実施時の調整などを行うとともに、広域的な視点から、それぞれの自治体の実情を考慮した施策を実施します。

また、生活排水対策に関連した国や県外の自治体などの動きや取り組みについて、積極的に情報収集を行うとともに、これらの情報を周辺市町や町民に提供します。

（2）本町の役割

本町は、本計画に基づき、施設整備を推進します。実施体制の確立、財源の確保および町民への周知や情報発信などを行います。

啓発活動に関しては、地域や学校、事業場などの単位での積極的な啓発や活動支援を行います。

また、町民の意識や動向を正確に把握し、より効果的な啓発・支援を行えるようにします。

（3）町民の役割

町民は、徳島県や本町からの情報発信を十分理解し、生活排水対策に関する意識の向上に努めます。また、個人から家庭へ、家庭から地域・事業場または学校へと、意識向上の輪を広げるようにします。意識の向上とともに、家庭での生活排水対策の実践や様々な環境保全活動への参加などへとステップアップを目指します。

また、公共下水道へのつなぎ込みなどの協力をはじめ、合併処理浄化槽への転換や維持管理を行います。

2. 関係する他の計画との調整に関すること

本計画は、公共用水域の水質汚濁の環境基準を定める「環境基本法」や生活排水対策の推進について定めた「水質汚濁防止法」などの関係法令を計画策定の指針とし、その他関係する上位計画や関連計画との整合を図るものとします。

生活排水対策の法体系

【環境基本法】

【水質汚濁防止法】

1. 行政責任の明確化（14 条の 5）

国：生活排水対策にかかる知識の普及、財政上・技術上の援助

都道府県：広域にわたる施策の実施、市町村の対策の総合調整

市町村：生活排水処理施設の整備、啓発事業の推進

2. 国民の責務の明確化（14 条の 6、14 条の 7）

調理くず、廃食用油の適正処理、洗剤の適正使用等の水質保全の心がけ

国・地方公共団体の生活排水対策への協力

生活排水処理施設の整備に関する努力

3. 生活排水対策重点地域における生活排水対策の計画的推進（14 条の 8～14 条の 11）

都道府県による生活排水対策重点地域※の指定

市町村による生活排水対策推進計画の策定

※ 生活排水の排出による水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認める地域

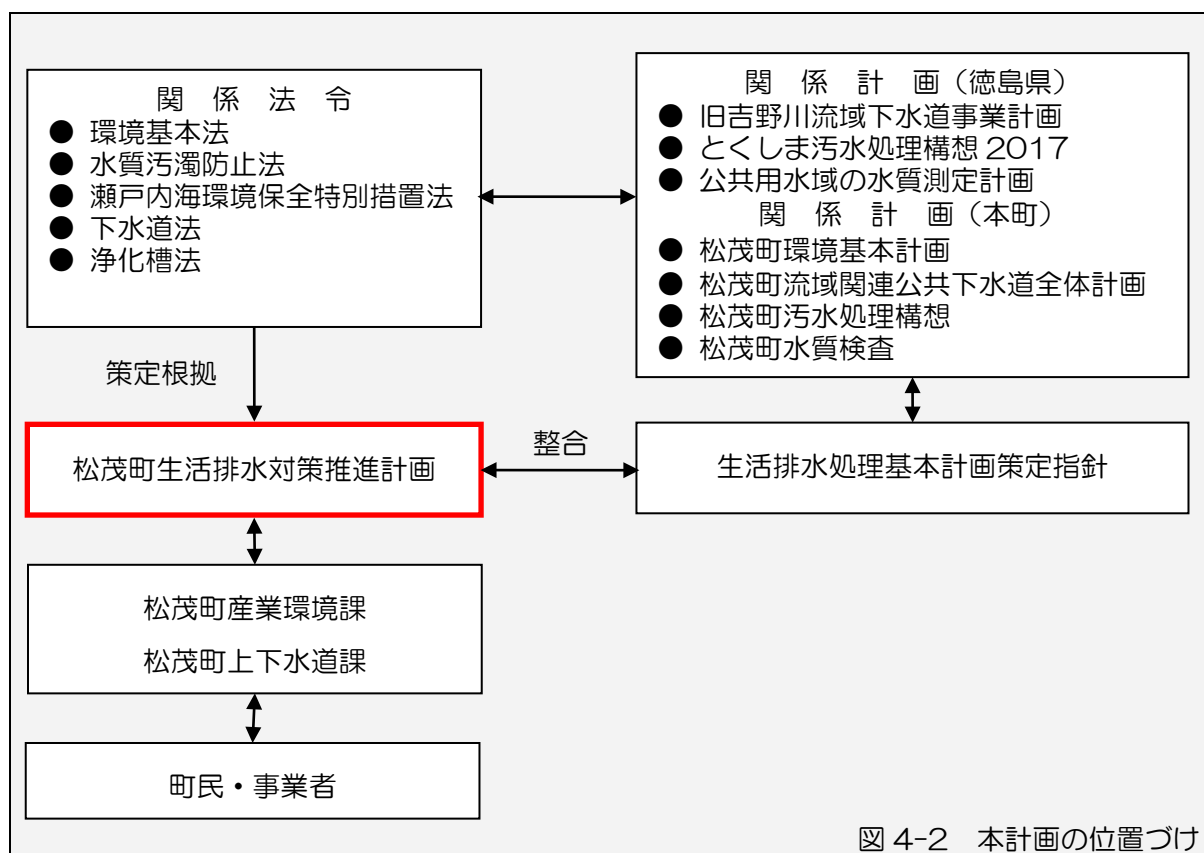


図 4-2 本計画の位置づけ